

わが国における女性犯罪の研究 (その1)

佐藤 晴夫

わが国における明治以来の「犯罪研究」を歴史的にまとめた文献は極めて少ない。めばしい文献をあげると、次のものがある。「犯罪社会学文献小録」浅野研真（法律学研究 24. 10）昭 2, 「犯罪問題関係文献年表」（社会学雑誌 46）昭 3, 「我が国における刑事政策一殊に原因論に関する文献の若干」小川太郎（犯罪学研究 1-12）昭 9, 「犯罪学 100 年」小川太郎（法律のひろば 21. 10）昭 43, 「日本における犯罪学の歴史」小川太郎（岩井弘融他編日本の犯罪学 1）昭 44, 「刑事政策の歴史」西村春夫（宮沢・中山・藤本編刑事政策講座 1）昭 46, 「戦前の日本における犯罪・非行の研究」辻本義雄（菊田・西村編）昭 57

1 わが国の犯罪研究は犯罪統計から始まっている。司法省は明治 8 年に「刑事総計表」を作成し、9 年に杉亨二は「スタチスチック社」を設置、内務省監獄局は 13 年に「監獄統計年報」を発刊、内務省警保局は 14 年に「警察統計報告」を刊行。「統計集誌」（呉文総、明 13 年）、「法学協会雑誌」（東京大学有志、17 年）、「国家学会雑誌」（東京帝国大学法科大学国家学会、20 年）、「大日本監獄協会雑誌」（大日本監獄協会、21 年）、「警察監獄雑誌」（警察監獄学会、22 年）、「法曹記事（司法省法曹界、24 年）などが次々に現われ、諸家が当時の犯罪現象を犯罪統計に基づいて論じ、各国の犯罪統計の紹介に努めている。

2 明治 10 年、文部省は東京開成学校と東京医学校を合わせて東京大学を創設する

（京都帝国大学の創設は 30 年、東北帝国大学は 40 年）。13 年、専修学校、明治法律学校が創設される。その後、東京専門学校（15 年）、英吉利法律学校（18 年）、日本法律学校、東京法学校（22 年）などが創設される。それらの私立学校は法学教育を推進し、「明法雑誌」（18 年、明治法律学校）、「法学新報」（24 年、英吉利法律学校）、「法政新誌」（30 年、日本法律学校）、「法学志林」（33 年、和仏法律学校）などの研究誌を刊行し、わが国の犯罪研究に大きな影響を与える。

3 監獄の研究も早くから始まり、明治 10 年代に穂積陳重、市島春城、小原重哉らが監獄学を起こしている。穂積陳重の門下生として監獄学の小河滋次郎、警察学の松井茂が出ているが、小河滋次郎はわが国の初期の犯罪研究に多大の貢献をしている。又、21 年、佐野尚らによって設立された「大日本監獄協会」及び同協会の「大日本監獄協会雑誌」（現在の「刊政」）はその後もわが国の犯罪研究に多くの寄与をしている。31 年には東京帝国大学法科大学に課外講義として監獄学の科目が新設される。

4 わが国の犯罪研究が本格的になるのは明治 30 年代に入ってからである。梅謙次郎の「ロンブローズを読む」（25 年）、加藤幹雄によるガロファロの「刑事人類学犯罪論」（25 年）、同じくリストの「犯罪の社会的な原因」（26 年）などの西洋の文献が紹介され始める。ドイツから Sozialpolitik（社会政策）と共に Kriminalpolitik（刑事政策）

が入り、岡田朝太郎、牧野英一、菱谷精吾、泉二新熊、山岡万之助らが犯罪の原因を探求し、犯罪対策の諸原則を確立する学としての「刑事政策」を発展させる。その後、牧野英一は、フランスのガローの sciences pénales（犯罪及び刑罰学）を「刑事学」と訳して、刑事学を定着させる。

（ガローは犯罪原因を究明する分野を Criminologie、刑罰に関する分野を Pénologie、犯罪防止に関する分野を Politique criminelle としている。刑事政策と刑事学との関係は必ずしも明確ではないが、大正13年に東京帝国大学法学部に刑事学講座が設けられ、刑事学講座は刑法講座と刑事訴訟法講座と並ぶことになり、昭和5年には高等文官試験司法科の科目となる。ところで、イタリアの R. Garofalo の Criminologia に由来する「犯罪学」という言葉は、翻訳書に現われるだけで、大正15年に古畑種基らが「金沢犯罪学会」を創設し、9年に吉益脩夫らが「日本犯罪学会」を創設してから、ようやく定着する。なお、理由はよくわからないが、最近の百科辞典では刑事学の項目は犯罪学に代わっている）。

5 明治40年に新刑法が制定され、進歩的な新刑法の健全な発展を期待して、花井卓蔵、鶴沢聡明らが「日本刑事学会」を創設し、「刑事法評林」を刊行する。そして、犯罪研究に関心を持った呉文聡、藤沢正吾、富士川遊、杉江薫、三宅鉦一、寺田精一らの各分野の専門家が参加することとなり、わが国の犯罪研究はようやく学際的色彩を帯びるようになる。

6 以上の、主として刑法学者、法曹家、行刑の実務家などの法律学・刑法学・刑事政策学による犯罪研究の他に、医学・精神医学・心理学・社会学・教育学によるアプローチがある。

ロンブローゾー派の犯罪人類学に早くから影響された佐野覚四郎、呉秀三、片山国嘉らの医学者が早くから犯罪研究に関心を示して

いた。ことに呉秀三は三浦謹之助と「日本神経学会」を創設し（明治35年）、「日本神経学会雑誌」を発刊して、医学・精神医学の面からわが国の犯罪研究の基礎をつくっている。その後、大正14年、芥川信による「行刑衛生会」の設立と「行刑衛生」の刊行、15年、古畑種基らによる「金沢犯罪学会」の発足と「犯罪学」発行、昭和元年、菊地甚一らによる「日本精神衛生協会」の創立と「脳」の創刊、9年、吉益脩夫らによる「日本犯罪学会」の創設と「犯罪学研究」の刊行など、研究活動が活発化していく。

明治22年、東京帝国大学はドイツ人 E. ハウスクネヒトを招いて、教育学の講座を開いたが、留岡幸助、乙竹岩造らが不良児教育に関心を示したに過ぎない。大正11年の少年法の公布、昭和8年の少年教護法の公布以後、主として少年審判所、矯正院、感化院に関係がある実務家達（藤井五一郎、菊地俊諦、谷貞信、鈴木賀一郎、池口尚夫）の実務的研究がようやく盛んになる。

明治24年に東京帝国大学に心理学講座が設けられ、45年に元良勇二郎、松本亦太郎らによって「心理研究」が刊行されるが、寺田精一、石井俊瑞の業績があるだけである。昭和5年に豊多摩刑務所において吉益脩夫を中心とした心理学者による累犯研究が行なわれ、8年の行刑累進処遇令が心理学の必要性を定めるようになって、高瀬安貞、青木誠四郎、鍋島友亀、近藤貞次、塚田毅らが参加するが、13年に厚生省が新設されると、職業指導の専門家として迎えられて、犯罪研究から遠ざかって行く。

明治26年に東京帝国大学に社会学講座が設けられ、31年、建部遯吾・高木正義らが「社会学研究会」を創設するが、わが国の犯罪研究に対してほとんど寄与していない。

7 大正10年に司法大臣官房調査課から「司法資料」が、15年に司法省調査部から「司法研究」が刊行され、多くのすぐれた調

査・研究と欧米の文献の翻訳が次々に現われ、わが国の犯罪研究に貢献している。

8 昭和に入ると、昭和5年、矯正協会から「行刑論集」が刊行され、牧野英一、正木亮、小野清一郎、木村亀二らが刑事政策に関する、勝れた著作を次々と著し、吉益脩夫の多くの犯罪生物学的研究とともに、わが国の犯罪研究は戦前の最盛期を迎える。

9 歴代の勝れた監獄局長、行刑局長らが犯罪研究に果たした役割も見逃すことはできない(小川太郎・中尾文策「行刑改革者たちの履歴書」昭58)

以上、戦前のわが国の犯罪研究の歴史を極めて大雑把に概観したが、その中で女性犯罪に関する研究はどのような地位を占め、どのように発展してきたかということ、犯罪研究の歴史の本流はあくまで男子の犯罪に関する研究であって、女性犯罪に関する研究は支流の支流でしかない。従って、女性犯罪についての研究論文は極めて少ないので、以下、主要文献を挙げて、その内容を検討し、研究の流れと研究が不振であった理由を考えてみることにする。なお、売春に関する研究については別に考察するが、本小論は、売春は犯罪なのか、犯罪の代替物なのか、犯罪から除外すべき問題なのか、男性の買春行為はどのように考えるべきのかなどについて論ずることが目的ではないので、売春に関する文献を除いたのは単に便宜上からのことに過ぎない。

「嬰兒故殺犯の受刑者及びその原因について」川村慎吾(監獄協会雑誌13. 1)明33

「女囚処遇論」印南於菟吉(監獄協会雑誌16. 9)明36

「アンナ・チー・ウイルソン、棄児及び私生児」(監獄協会雑誌17. 1, 2)明37

「出獄人婦女の保護に就いて」原胤昭(監獄協会雑誌17. 10, 11)明37

「犯罪論及び女性犯人」鈴木券太郎 明38

「ルーシー・エム・ホール、犯罪婦人と酔癖」(監獄協会雑誌20. 4)明40

「女囚の教育について」千葉たけの(監獄協会雑誌22. 6)明42

「婦人の特色」下田二郎(監獄協会雑誌22. 7)明42

「婦人と犯罪」杉江薫(刑事法評林2. 2)明43

「婦人の犯罪について」花井卓蔵(刑事法評林2. 6)明43

「婦人犯罪に就いて」花井卓蔵(法学新報20. 7)明43

「婦人の犯罪と虚栄心に就いて」藤井窓(監獄協会雑誌26. 8)大2

(監獄協会雑誌28. 2, 4, 7-9)大4

「婦人犯罪」沢田順次郎(監獄協会雑誌28. 2-9)大4

「女囚に対する教育施行に就いて」篠田又吉(監獄協会雑誌28. 6)大4

「女性の性欲および月経と犯罪との関係」林天真(輔成会雑誌6. 4)大11

「女子の犯罪と刑罰」奥野光紀(法学新報40. 9)大3

「妊婦囚、産婦囚、産褥囚附其幼児に就いて」山崎佐(法学志林19. 1)大6

「女囚の研究」佐々木英夫(刑政37. 5-8)大13

「放火、毒殺、姦通、墮胎、万引」金子準二(現代犯罪の精神病学的研究)大15

「女性犯罪の心理学的考察」小澤町子(心理学研究2)昭2

「女性犯罪現象の統計的観察」小野清一郎・近藤英明(法学協会雑誌45. 6)昭2

「婦人と犯罪」寺田精一 昭3

「女性犯罪についての一考察」楠原祖一郎(刑政42. 8, 9)昭4

「婦人犯罪の特徴」勝水淳行(刑事心理学)昭4

「女性の犯罪とその反逆性」乙坂佳性(保護時報13. 9)昭4

「我が国の女性犯罪に関する統計的調査」小熊虎之助(松本博士記念論文集)昭4

「婦人の犯罪に関する研究と行刑上及び釈放後における実際的考察」吉本栄一（司法研究 12. 4）昭 5

「婦人の犯罪」渡辺万寿太郎（社会学雑誌 69）昭 5

「女性と犯罪」野添敦義（近代犯罪科学全集 5）昭 5

「墮胎，嬰兒殺の処遇について」鈴木義男（法律新聞 3173）昭 5（犯罪学雑誌 6. 2）昭 7

「ウルフエン，女性の性的犯罪」野添敦義昭 7

「女性犯罪人の特質と心理」安東禾村（犯罪学雑誌 7. 8）昭 8

「女性犯罪現象の特質，原因及び対策」木村亀二（刑政 46. 5, 6）昭 8

「妊娠と女性犯罪人」坂本英雄（行刑思潮 5. 9）昭 8

「女囚に対する一考察」印南於菟吉（行刑思潮 5. 11, 12）昭 8

「婦人の犯罪現象について」尾後貫荘太郎（自警 166）昭 8

「墮胎罪と医学的適応」小泉英一（法曹会雑誌 11. 4, 5）昭 8

「少年犯罪と女性犯罪」白井勇松 昭 9

「女性の立場より刑法を見る」富岡瑠璃子（法律新報 373）昭 9

「女性と犯罪」原田英明（警察乃友 324, 325）昭 9

「昭和年間における親子心中の医学的観察」小峰友之（社会事業 22. 7）昭 9

「犯罪より見たる我が国の女性観」佐々木英夫（日本精神研究 7）昭 10

「女性犯・少年少女犯」尾後貫荘太郎・鈴木賀一郎（防犯科学全集 1）昭 11

「婦人犯罪と婚姻及び家族制度」木村亀二（家族制度全集 1, 2）昭 12

「殺人心理の研究—主として女の殺人に関する心理学的考察」大井尚俊（司法研究 24. 7）昭 13

「精神病から起きる婦人特殊犯罪の実例」安東禾村（犯罪学雑誌 13. 2）昭 14

「統計に現われた女囚について」刈屋公正・大西ヤスエ（保護時報 23. 2, 3）昭 14

「女性犯罪の諸相」菊地甚一 昭 15

「戦争と婦人の犯罪」小斉甚次郎（正義 20. 5）昭 19

特殊な研究は別として，女性の犯罪について総合的に考察している諸論文を検討してみると，戦前の研究における女性犯罪に対するいくつかの考え方をおおよそ推測することができる。

沢田順次郎の「婦人犯罪」は，女性犯罪の原因は，女性は感情に起伏があり，虚栄心が強く，特有の生理によって動かされるとしている。又，累犯が多いことを見て，その理由は，女性は一度犯罪を犯すと世間から見離され，羞恥心が消滅し，刑に馴染んでくるとしている。

杉江薫の「婦人と犯罪」は，女性の犯罪と女性の生理的特性（破瓜期，妊娠，分娩，産褥，月経閉止など）との関係を論じ，法律家に心理学的・精神医学的知識の必要なことを説いている。

花井卓蔵の「婦人の犯罪について」は，女性の犯罪の原因は主として狭い知見，嫉妬，虚栄，執念，頑迷などの女性特有な感情によるものとしている。又，実務の経験からすると，女性は罪を犯して，一度処罰されると累犯になる可能性が高いが，その理由は，沢田順次郎と同じように，世間や周囲の人々から相手にされなくなってしまうので自暴自棄に陥ることが多く，しかも罪を重ねるに従って女性特有の羞恥心を失うためだという。

小野清一郎の「女性犯罪現象の統計的観察」は，明治 15 年から大正 13 年に至る各種の統計を計算して女性の犯罪の特色について各側面から考察し，女性の犯罪の罪質は大半が窃盗，詐欺，横領，賭博，墮胎，時には放火などであることに変わりがない。さらに，女子

の犯罪性は40-50歳において最高に達することに着目し（男子は25-40歳）、女子は中年以後になると男子に依存した生活ができなくなる場合が生ずるだけでなく、性的特性を失うとともに羞恥心的自制を失うことによると説明している。さらに、刑法犯有罪被告

人数と年末在監人員を検討して、男子に比べて女子の犯罪が極めて少ない理由は、婦人の体質、性格からくる原因、家庭の生活を営み経済社会に直接関係していないという社会上の地位の関係を挙げ、そして、初めて、社会の婦人に対する態度、特に警察、検察庁、裁

刑法犯有罪被告人数

年	男	女	女を1とし男
明15-19平均	90,219	8,130	11.0
明20-24	98,902	10,011	9.9
明25-29	157,205	16,022	9.9
明30-34	134,613	12,910	10.5
明35-39	84,774	6,775	12.5
明40-44	82,599	8,413	9.9
大1-5	97,706	9,245	10.6
大6-10	91,731	7,429	12.2
大13	82,631	6,061	13.7

年末在監人員

年	男	女	女を1とし男
明28	72,139	5,412	13.3
明32	54,274	3,873	13.3
明36	59,548	3,685	15.7
明40	50,844	2,891	19.0
明44	63,047	3,509	19.0
大4	52,227	2,279	24.0
大8	53,361	1,986	24.0
大12	40,516	1,154	32.3

判所などの態度に着目している。

寺田精一の「婦人と犯罪」は戦前における最も包括的な研究であって、男性と女性との相違、婦人の犯罪の特徴、身的特徴・月経・妊娠と犯罪との関係、性欲と犯罪、嫉妬、怨恨、憤怒・復讐などの感情と犯罪、容貌の美醜と犯罪、精神病と犯罪、家庭・職業・経済状態・生活状態と犯罪との関係、季節と犯罪、迷信と犯罪、売春婦の問題など考えられるすべての要因を網羅して論じている。寺田によ

ると、女性の犯罪の形式や内容は千差万別であったとしても、要するに、自己保存の本能と生殖本能が女性犯罪の根本原因であるという。

野添敦義の「女性と犯罪」は、西洋の多くの文献を引用しながら、女性の感情世界や想像生活や意志活動はすべて性愛に基づくものであり、そこに女性の犯罪の本質があるという。

白井勇松の「少年犯罪と女性犯罪」は諸家

と同じように、女性の犯罪の原因は、その感情と生理にあるとしているが、初めて、その救済策として、女徳を涵養せしめて、初犯を予防すること、初犯はなるべく起訴猶予、執行猶予となして自暴自棄の念を起させないようにすること、女性犯罪の審理を公開することは、女性の羞恥の心を剥ぐことで再犯に陥らせる危険が多いので、審理は公開しないこと、釈放と保護に極めて周到であることを挙げている。

尾後貫莊太郎の「女性犯・少年少女犯」は、各種の統計を利用して、男子に比較して女性の犯罪が少ないのは（墮胎と嬰兒殺を除いて）、女性の使命は家庭にあって子女を養育することにあり、社会的・環境的に刑罰法規に触れるような危険性と機会から遠ざかっていることがその理由であるという。従って、今後社会の文化が発達し、女性の地位が向上して社会的・職業的に独立するようになれば、従来の男性独占の観のある犯罪現象においても女性が進出するであろうという。

木村亀二の「婦人犯罪と婚姻及び家族制度」は、諸外国の文献を引用して、女性の産業的進出は女性に経済的独立を保証することになるが、一面女性犯罪の防波堤である婚姻制度を動揺せしめるために、女性犯罪を増大させる傾向が出てくるのではないか、諸外国ではすでにそうした傾向がみられるので、わが国でもその対策を講じておかなければならないという。

女子受刑者の処遇に関する論文は極めて少なく、まとまった研究としては次の論文を数えるに過ぎない。

佐々木英夫の「女囚の研究」は、初めて、わが国における女子受刑者の現状を総合的に概観し、欧米における女子受刑者の傾向を紹介している。

川屋公正・大西ヤスエの「統計に現われた女囚について」は、初めて栃木刑務支所の女子受刑者 191 名について、様々な角度から極

めて詳細に統計処理を行なっている。

吉本栄一の「婦人の犯罪に関する研究と行刑上及び釈放後における実際の考察」は、寺田精一の「婦人と犯罪」に範をとっているが、各種の犯罪の様態をさらに詳しく具体的に述べている。又、女性収容者の行刑と保護について具体的に概観した唯一の文献であり、女子を収容する施設と区画における職業訓練と衛生の必要を力説している点にその特色がある。

戦前において、どのような理由で女性犯罪の研究が進展しなかったのであろうか。今のところ個人的な推察の域をでないが、(1)、旧民法の下で、「男はソト廻り、女はウチ廻り」が男女の当然の生活態度とされ、女子は職業に就く機会が少なく、女子の教育の目標としても「ばら良妻賢母主義であったので（大6年に「主婦之友」が刊行され、家計・台所を管理する存在としての女性の像が確立する）、社会の間に、女性はよほどのことがない限り犯罪を犯すことはないという固定観念があった。従って、よほどの物好きでもない限り、女性の犯罪一般に目を向ける者がいなかったのは当然であろう。(2)、事実、女子の犯罪者の数は常時男子の10分の1ぐらいであり、罪質も大半が窃盗、詐欺、横領、賭博、墮胎、時には放火などであって、社会の関心を引くような犯罪は殆ど見られなかった。又、町の一隅に厳しい女子刑務所でも建てれば、世人も注目したかもしれないが、司法省が女囚特別監を指定したのは明39年に宇都宮監獄栃木分監、大正5年に広島監獄三次分監、12年に京都監獄宮津分監である。しかし、女性が猟奇的な犯罪を犯せば、世人は色めき立ったので、「花井於梅酔月奇聞」（石川伝吉 明20）、「蝮のお政」（都新 明31）、「お伝地獄」（鈴木泉三郎 大14）、「近世毒婦伝」（横瀬夜雨 昭3）などの刊行物は枚挙に暇がないくらいであった。(3)、大14年に公布された治安維持法は思想・結社を取

締まるものであるが、その余波は犯罪研究にも及び、殊に性に関する記述はことごとく取締の対象とされたために、××（伏字）の連続であって、女性犯罪の研究を著しく阻害した。(4)、女性自身が自らの目で同性の問題を見ようとしなかった（できなかつたといつてよいかもしれない）。明18年に巖本善吉の「明治女学校」、明33年に津田梅子の「女子英学塾」、吉岡弥生の「東京女医学校」などが設立されたが、大学教育の門戸が開かれるのは戦後であり（大正時代にごく少数の女子が男子大学の聴講生となることが許された）、女性には参政権が与えられていなかったので、婦人問題に関する施策に参画する政治家、官僚も、婦人問題を研究する判検事、弁護士、学者なども皆無であった。女性運動も、明34年に「愛国婦人会」、明44年に「廓清会」、大9年に平塚らいちよう、市川房枝らの「新婦人協会」、昭元年に「日本基督教矯風会」などが設立されたが、廓清会と日本基督教矯風会がもっぱら公娼制度の廃止と売春婦の保護に尽くしただけであった。(5)、寺田精一の女性犯罪についての総合的考察、小野清一郎の統計に基づく客観的観察、木村亀二の産業・家族・女性の地位と女性犯罪との関係という、これまで見られなかった視点が生まれたのであるが、しかし、その他の多くの勝れた専門家は残念なことに女性犯罪に対して殆ど関心を寄せなかった。

ところで、明治5年、横浜に寄港したペルー船マリア・ルス号に収容されていた支那人奴隷の解放という思いがけない問題は、わが国に長く続いてきた公娼制度の廃止に発展し、同年、政府は太政官布告（人身売買禁止令、又は娼妓開放令）を公布することになる。しかし、解放された女達はその日から生活に困るようになり、今更貧困な家庭に帰ることもできず、そのために生活苦から投身自殺をしたり、行方不明になったり、妾になったり、「モシモシ屋」（街娼）になったりした。又、

性病の蔓延の兆しも見えてきたために、おそらくは政府と業者達の馴合であろうが、政府は、廓主が座敷と賭いを提供して代金を取り、女は一切抱主の権限外にあって、当人の好みによって客の相手に出、客と当人の間に揚代金を協定するという趣旨の遊女貸座敷規則を定め、タテマエとしては名を貸座敷営業としながら遊廓は依然として存続することになる。その後、宗教家や社会教育家達が売春婦の人権や業者の搾取を問題にして立ち上がり、廃娼運動が盛んとなるが、33年、政府は、売春という社会悪を事実として認めた上で、売春婦と業者を一定の区画に閉じこめて社会の風紀の紊乱のおそれがないように警察の監視下におき、その目を逃れて行なわれる売春行為を取締まるという立場を取り、娼妓取締規則を制定、集娼制、登録制、検診制を採用し、その後、警察犯処罰令を定める。江戸時代から300年続いた公娼制度は、わが国が第二次大戦に敗れ、昭和21年、連合軍最高司令部が「覚書・日本における公娼の廃止に関する件」を発行するまで続くことになる。

戦前の売春は現在と違って、一部公許、一部抑圧であった。「売淫行為は善良な風俗を乱すだけではなく、性病を蔓延させるので、国家は厳に取締らなければならない。しかし、人は本能的にいかなる手段をもってしても性欲を満足させざるをえない存在であるから、金銭を媒介として性欲を満足せようとする売淫行為も一つの社会的現象として必然的に発生せざるをえないものであり、その撲滅は不可能である。従って、国家は止むを得ない必要として公娼制度を認めて人の欲求を満たすとともに、性病の蔓延を防止し、私娼の発生を取締まる必要がある」というのが政府の方針であった（「警察犯処罰令釈義」塩野秀彦 昭8年）。そうであれば、売春を行なう女性の動機はともかくとして、自由を束縛されて売春を行なう女性と自由を束縛されずに売春を行なう女性との二種類の女性が存在

するのは当然であろう。

従って、娼妓の数は判然としているが、私娼の数は検挙人員以外は推定するだけである。その他に、芸妓、酌婦、女給、旅館・料理屋

の仲居・女中の中にも売春を行なっている者がいるであろうから、売春女性の暗数は膨大なものになる。統計によれば、芸妓、酌婦の数は次の通りである。

	娼妓	芸妓	酌婦	
明10	2,945			東京のみ
明20	4,338			東京のみ
明30	6,393			東京のみ
明40	6,706			東京のみ
大 8	51,925	70,945	67,822	
昭 4	48,180	80,717	74,472	

今日と違って、売春と売春婦はひとつの確固とした社会制度として存在していたのであるから、その研究が盛んになるのは当然であろう。売春と売春婦の研究にはいくつかの立場がある。一々文献を引用する余裕がないが、(1) 男性の性欲処理のための売春、女性が手取りばやく収入をうるための手段としての売春を一つの風俗として客観的に観察する立場。(2) 人道的、宗教的な見地から売春の撲滅を目指して研究する立場。(3) 資本主義社会が持っている貧困という社会的現象の解明のために研究を進める立場。(4) 風俗警察上、衛生警察上から売春を取締まる必要から研究する立場。しかし、売春撲滅論者以外の諸家の殆どは、ロンブローゾ流に、女性に犯罪者が少ないのは売春という利器があるためであるとし、売春を撲滅することは望ましいことには違いないが、東西の売春史をひもとくとき、社会に売春がなくなる日は決して来ないだろうという先入観を持っているので、刑事政策的には興味のある見解に乏しい。

現在のように、売春はタテマエとしてすべて抑圧されている時代と違って、戦前の社会は、遊廓は公認され、男は女を買いに行かなければ一人前ではない、娘が親のために身を売るのは美談、妾を囲うのは男の甲斐性、芸者になって玉の輿に乗れば女の冥利と考えら

れていたし、演劇に、小説に、落語にあって、売春と売春婦は欠かすことができないテーマであったから、実証的な研究は現在と比べものにならないほど盛んで、しかも精密である。又現在では研究されていない、売春と軍隊（自衛隊）、売春と性病の関係も詳しい。売春婦の心理、業者とそれを取り巻く人間の研究も、現在と違って豊富である。なお、現在もそうであるが、売春の顧客に関する研究は殆ど見られない。

女性の犯罪一般と違って、売春と売春婦に関する文献は極めて多く、それだけで一冊の報告書ができるほどである。従って、客観的な資料に基づいている、主要な著作だけを掲げておくことにする。

「遊廓娼妓及貸座敷沿革及取締概況」（年代不詳）

中山太郎「売笑三千年史」（明39）

山室軍平「社会廓清論」（大3）

氏原佐蔵「売笑婦及花柳病」（大15）

副見秀雄「帝都における売淫の研究」（昭3）

道家斉一郎「売春婦論考—売笑の沿革と現状」（昭3）

沖野岩三郎「娼妓解放哀話」（昭5）

伊藤秀吉「日本娼娼運動史」（昭6）

伊藤秀吉「紅燈下の彼女の生活」（昭6）

草間八十雄「灯の女闇の女」（昭12）

その他に、南博編「近代庶民生活誌10 享楽・性」（昭61）には売春に関する、明治の末・大正・昭和の初期の文献が殆ど網羅されている。